

諮問番号：令和元年度諮問第25号

答申番号：令和元年度答申第24号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、自身がうつ、ADHD及び適応障害により、投薬なしでは日常生活を送れず、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）が必要であるにもかかわらず、申請に対して不承認を言い渡した原処分（精神障害者保健福祉手帳申請に係る不承認処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとされているところ、請求人が提出した診断書（以下「本件診断書」という。）では、生活能力の状態において、日常生活能力の判定については、他人との意思伝達・対人関係を除き、自発的にできる又は適切にできるとされ、日常生活能力の程度においては、日常生活及び社会生活は普通にできるとされていることから、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」状態にあると判断したものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、自身がうつ、ADHD及び適応障害により、投薬なしでは日常生活を送れず、手帳が必要であることから、原処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、本件診断書によると、請求人の精神疾患（機能障害）の状態については症状が認められるものの、能力障害（活動制限）の状態については、日常生活能力の判定の全8項目のうち7項目において「自発的にできる」又は「適切にできる」とされ、「おおむねできるが援助が必要」とされているのは「他人との意思伝達・対人関係」の1項目のみである。また、日常生活能力の

程度については、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」とされており、その具体的程度、状態等の項目においても、「日常生活および社会生活はできている」とされている。

以上の本件診断書の記載内容に基づき、センターにおいて、精神疾患（機能障害）と能力障害（活動制限）の状態の両面から総合的な判定を行った結果、手帳の交付について非該当と判定したものであり、この判定を受けて原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点はないというべきである。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、医師の作成した診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととなる。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条第3項において、障害等級3級の精神障害の状態は、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）によると、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われることとされており、その判定基準を示した表によると、能力障害（活動制限）の状態は、「調和のとれた適切な食事摂取」、「洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持」などの8項目のうちの幾つかについて「自発的に行うことができるがなお援助を必要とする」又は「おおむねできるがなお援助を必要とする」に該当するものが障害等級3級に該当するものとされている。

そこで本件についてみると、本件診断書において、請求人の主たる精神障害は「適応障害」とされ、精神疾患（機能障害）の状態は、家庭でのストレスが持続し、憂うつ気分が遷延しているとされているが、能力障害（活動制限）の

状態においては、「日常生活能力の判定」欄の「適切な食事摂取」や「身の清潔保持」など8項目のうち、7項目が「自発的にできる」又は「適切にできる」とされており、「おおむねできるが援助が必要」とされているのは「他人との意思疎通・対人関係」の1項目のみである。

他方、「日常生活の程度」は「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」と、その具体的程度、状態等についても「抑うつ気分などを認め、家族との関係は悪いが、日常生活および社会生活はできている」とされている。

以上の点からすると、請求人の能力障害（活動制限）の状態は判定基準の表に示される障害等級3級の状態に該当せず、請求人の精神障害の状態は政令第6条第3項において障害等級が3級とされる「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」と認めることはできないとして、手帳の申請を不承認としたセンターの判定及びこれを受けて原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分に違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきものであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子